

止めよう! 変形労働制 103

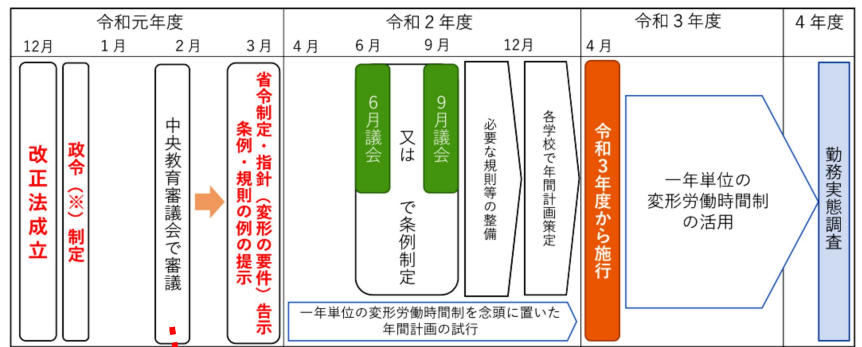
そもそも、「1年単位の変形労働時間制」とは? ④

感染症の影響でスケジュールは大幅に遅れており、12月議会への提案自体に無理がある

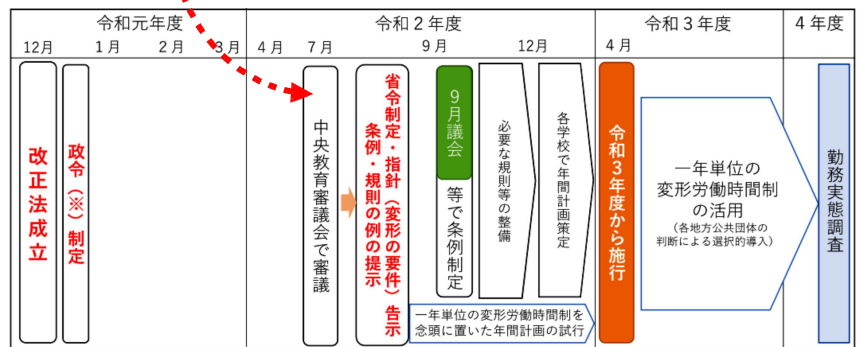
●5か月もの大幅な遅れが生じており、4月導入をめざすことに無理がある

文科省は、来年4月からの「1年単位の変形労働時間制」導入までのスケジュールを、右のように示しています。上段は、1月に示された当初のスケジュールです。当初のスケジュールでは2月開催予定だった中教審が、感染症の影響で大幅に遅れが生じ、下段のように、7月にずれ込んでいます。

大幅な遅れが生じて、文科省は、来年4月導入のスケジュールを崩しませんでした。5ヶ月も遅れているのですから、そもそも、来年4月導入自体に無理があるのです。12月議会への条例提案が北海道と徳島県にとどまっているのは、無理なスケジュールを押し通すことができなかったからです。



2020年1月24日 中教審配付資料より



2020年7月2日 中教審配付資料より

●今後の見通し

条例案は、12月11日の本会議で採決される見通しです。その後は、市町村立学校へ導入させようとする場合には、下記のような手順となります。具体的なことが分かり次第、お知らせします。

・都道府県の人事委員会規則に追記(1~2月か?)

＊道教委が原案を作成します。 → 道教組が、道教委と交渉を実施します。

・市町村の教育委員会規則に追記(1~2月か?)

＊学校の意向を踏まえ、市町村教委が決定します。

＊道の条例や北海道人事委員会規則を盛り込むことなど、簡単なものになるとみられます。

・学校での導入の判断(3~4月以降)

＊校長が、自校の業務改善状況や年間スケジュールを踏まえた上で、市町村教委と相談し判断するとされています。(昨年の国会審議での文科省局長答弁より)